

第九十九号議案

東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例
東京都立職業能力開発センター条例（昭和四十六年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。
第四条の表東京都立中央・城北職業能力開発センターの項の次に次のように加える。

東京都立中央・城北職業能力開発センターしごとセン ター校	東京都千代田区飯田橋三丁目十番三号
---------------------------------	-------------------

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

東京都立中央・城北職業能力開発センターしごとセンター校の設置に伴い、所要の改正を行う必要がある。